

規制に係る事前評価書

法令の名称	自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律
政策の名称	公園事業の執行に関する規定の整備
担当部局・評価者	環境省自然環境局国立公園課長 神田修二 電話番号: 03-5521-8277
評価実施時期	平成21年2月17日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	公園事業者の事業放棄等により施設が廃屋化すること等を防止し、公園事業の適正な執行を担保する。
内容	現行の自然公園法施行令に規定されている公園事業の執行に係る監督規定（報告徴収、立入検査、改善命令、認可の失効及び取消、原状回復命令等）について、規定ぶりの整理を行った上で自然公園法に規定するとともに、必要な罰則を設ける。
関連条項	第9条～第18条
必要性	公園事業者の事業放棄等により施設が廃屋化すること等を防止し、公園事業の適正な執行を担保するため、公園事業の執行に係る監督規定について、自然公園法に規定するとともに、必要な罰則を設ける。
費用	
遵守費用	現行の自然公園法施行令の規定を自然公園法に規定し、必要な罰則を設けるものであり、新たな遵守費用は生じない。
行政費用	現行の自然公園法施行令の規定を自然公園法に規定し、必要な罰則を設けるものであり、新たな行政費用は生じない。
その他の費用	なし。
便益	公園事業の適正な執行を担保し、施設の廃屋化等を防止することができる。

想定される代替案		
代替案	行政指導及び普及啓発等により、公園事業者に事業を適正に執行し、施設の廃屋化等を生じないよう促す。	
	費用	
	遵守費用	なし。
	行政費用	なし。
	その他の費用	なし。
	便益	行政指導及び普及啓発等では事業の適正な執行を担保することができないため、効果は限られる。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

代替案として、行政指導及び普及啓発等により、公園事業者に事業を適正に執行し、施設の廃屋化等を生じないよう促すことが考えられるが、この場合、事業者による事業の適正な執行を担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴う遵守費用等は新たに生じないことから、本措置が過度な負担であるとは言えない。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会答申において「国立・国定公園内で放置され、極端な場合は廃屋化しているような宿舎等の公園事業施設は、風致景観の保護上問題であるとともに、安全で快適な国立公園利用の推進を図る観点からも問題がある。このため、廃屋化等の不適切な事態が発生しないよう、強制力をもって公園事業者に適切な措置を求めるための制度の強化を措置する必要がある。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

平成26年3月末までに行う。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律 】

規制の内容	公園事業の執行に関する規定の整備	
担当部局	環境省自然環境局国立公園課	電話番号：03-5521-8278
評価実施時期	平成21年2月17日	
規制の目的、内容及び必要性等	公園事業者の事業放棄等により施設が廃屋化すること等を防止し、公園事業の適正な執行を担保するため、公園事業の執行に係る監督規定について、自然公園法に規定するとともに、必要な罰則を設ける。	
	関連条項	第9条～第18条
想定される代替案	代替案	
	行政指導及び普及啓発等により、公園事業者に事業の適正な執行を促し、施設の廃屋化等を防止する。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	現行の自然公園法施行令の規定を自然公園法に規定し、必要な罰則を設けるものであり、新たな遵守費用は生じない。	なし。
(行政費用)	現行の自然公園法施行令の規定を自然公園法に規定し、必要な罰則を設けるものであり、新たな行政費用は生じない。	なし。
(その他の社会的費用)	なし。	なし。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	公園事業の適正な執行を担保し、施設の廃屋化等を防止することができる。	事業の適正な執行を担保できず、効果は限定的。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	代替案として、行政指導及び普及啓発等により、公園事業者に事業の適正な執行を促し、施設の廃屋化等を生じないようにすることが考えられるが、この場合、事業者による事業の適正な執行を担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴う新たな遵守費用等は生じないことから、本措置が過度な負担であるとは言えない。	
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会答申において「国立・国定公園内で放置され、極端な場合は廃屋化しているような宿舍等の公園事業施設は、風致景観の保護上問題であるとともに、安全で快適な国立公園利用の推進を図る観点からも問題がある。このため、廃屋化等の不適切な事態が発生しないよう、強制力をもって公園事業者に適切な措置を求めるための制度の強化を措置する必要がある。」とされている。	
レビューを行う時期又は条件	平成26年3月末までに行う。	
備考		